

令和5年度

北九州市高齢者支援と介護の質の向上推進会議

第3回 介護保険に関する会議

2 議題

(2)第9期介護保険事業計画について

【第9期介護保険料について】

～国における1号保険料の負担に係る検討～

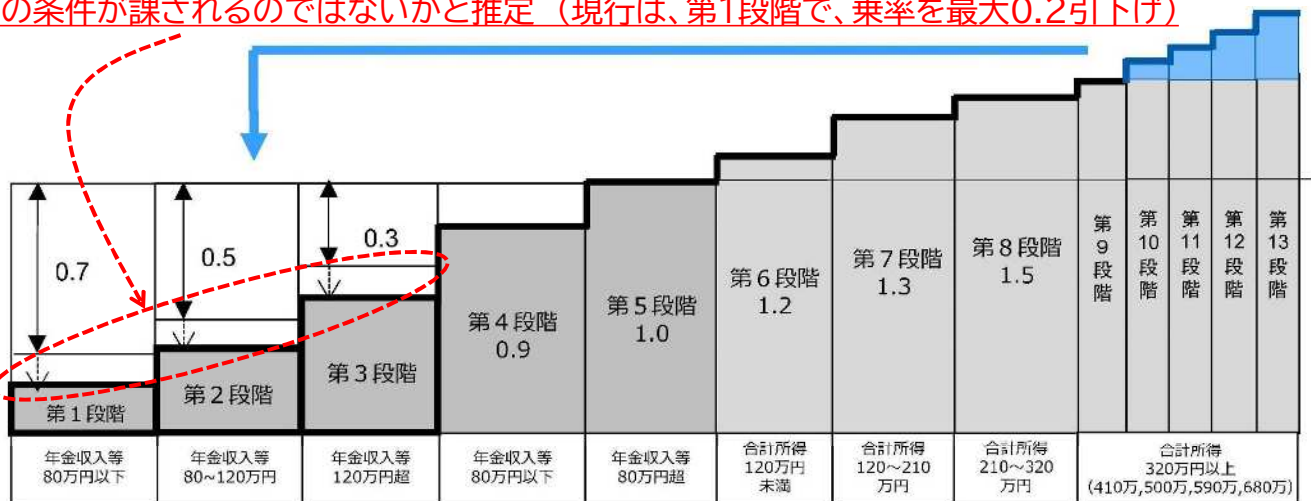
- 介護保険制度の持続可能性を確保するためには、1号被保険者間での所得再分配機能を強化し、低所得者の保険料上昇を抑制する必要。
- 「全世代型社会保障」は、年齢に関わりなく、全ての国民が、その能力に応じて負担し、支え合うことによって、必要な保障がバランスよく提供されることを目指すものである。」とされている。また、昨年の部会意見書でも、「標準段階の多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げ等について検討し、「具体的な段階数、乗率、低所得者軽減に充当されている公費と保険料の多段階化の役割分担等について早急に結論を得ることが適当」とされている。
- ・高所得者に係る標準段階の多段階化、乗率設定については、既に9段階を超える多段階の保険料設定を行っている保険者の実態等を考慮して、段階数・乗率を設定してはどうか。
- ・低所得者に係る乗率設定については、多段階化によって生じた保険料財源を所得再分配機能の強化に活用し、介護給付費が増加する中でも低所得者の保険料上昇を抑制する観点から、最終乗率（低所得者が実際に負担する乗率）を設定することとしてはどうか。
- ・低所得者軽減に活用されている公費と保険料の多段階化の役割分担等については、保険料の多段階化によって制度内での対応が強まることを踏まえ、公費の一部を介護に係る社会保障の充実に活用することを検討してはどうか。
※社会保障と税の一体改革における「社会保障の充実」として、1号保険料の低所得者軽減のほか、介護職員の処遇改善等を公費で実施。

出典：R5.11.6 社会保障審議会介護保険部会資料(当課において一部を編集) 1

【第9期介護保険料について(国における検討)】

国の検討では、標準段階における第9段階を細分して最高乗率を引き上げるとともに、これにより低所得者(第1段階～第3段階)の乗率を設定する例として9つのパターンを例示

現時点で国からの詳細な説明はないが、国から提供された試算シートによる作業から、乗率設定の組み合わせにより、公費による低所得者保険料軽減の引下げ乗率活用に一定の条件が課されるのではないかと推定(現行は、第1段階で、乗率を最大0.2引下げ)



第1段階～第3段階の乗率の例

①	0.26	0.47	0.68
②	0.275	0.48	0.685
③	0.29	0.485	0.69



第9段階以上の乗率の例

A	1.7	1.8	1.9	2.0	2.1
B	1.7	1.9	2.1	2.3	2.4
C	1.7	1.9	2.1	2.3	2.6

図の出典：R5.11.6 社会保障審議会介護保険部会資料(当課において一部を改変)

【第9期介護保険料について(国における検討)】

～国における検討を図にすると～

- ・標準第9段階を細分化し、現行の所得「320万円以上」を細分し、「320万円以上～410万円未満」など、90万円単位で新たに区切り、最高第13段階が「680万円以上」となるよう引き上げる

国における標準段階・乗率の見直し例

※低所得者(第1～3段階)は公費軽減前の乗率で表示

【第8期】	収入	生保受給者等	80万円以下	120万円以下 80万円超	120万円超	80万円以下	80万円超	所得	120万円未満	210万円未満 120万円以上	320万円未満 210万円以上	320万円以上						
	市税	世帯全員が市民税非課税					本人のみ市民税非課税		本人が市民税課税									
	乗率	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階								
		0.5	0.75	0.75	0.9	1.0	1.2	1.3	1.5	1.7								
【第9期】	乗率	0.46 ～0.49			0.72 ～0.735		0.685 ～0.695		0.9	1.0	1.2	1.3	1.5	1.7	1.8 ～1.9	1.9 ～2.1	2.0 ～2.3	2.1 ～2.6
	段階	第1段階			第2段階		第3段階		第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階	第13段階
	市税	世帯全員が市民税非課税					本人のみ市民税非課税			本人が市民税課税								
収入	生保受給者等	80万円以下	120万円以下 80万円超	120万円超	80万円以下	80万円超	80万円以下	80万円超	所得	120万円未満	210万円未満 120万円以上	320万円未満 210万円以上	320万円以上	410万円未満 320万円以上	500万円未満 410万円以上	590万円未満 500万円以上	680万円未満 590万円以上	680万円以上

- ・低所得者層(標準第1～3段階)の標準乗率を、現行より引き下げる
- ・公費負担による軽減の一部を、その他の社会保障の充実に充てる

【第9期介護保険料について(北九州市における検討)】

～北九州市において検討が必要な部分～

- ・北九州市において、第8期までに国に先んじて標準第9段階部分を細分化した部分(市の第11段階～第13段階)について、国における検討結果とすり合わせる
- ・第1～3段階の乗率について、国の検討結果を踏まえて判断

国が定める標準段階・乗率を踏まえ、北九州市においても保険料段階設定・乗率の検討が必要

国	段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階	第13段階			
	乗率	0.46 ～0.49	0.72 ～0.735	0.685 ～0.695	0.9	1.0	乗率	1.2	1.3	1.5	1.7	1.8 ～1.9	1.9 ～2.1	2.0 ～2.3	2.1 ～2.6			
【第8期】 北九州市	乗率	0.5			0.7		0.75		0.9	1.0	1.1	1.15	1.2	1.25	1.5	1.8	2.05	2.15
	段階	第1段階			第2段階		第3段階		第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階	第13段階
	市税	世帯全員が市民税非課税					本人のみ市民税非課税			本人が市民税課税								
	収入	生保受給者等	80万円以下	120万円以下 80万円超	120万円超	80万円以下	80万円超	80万円以下	80万円超	所得	80万円未満	120万円未満 80万円以上	160万円未満 120万円以上	210万円未満 160万円以上	320万円未満 210万円以上	400万円未満 320万円以上	600万円未満 400万円以上	600万円以上

北九州市が独自に設定してきた中所得者層の段階は、現行を維持する

【第9期介護保険料について(北九州市における検討)】

～北九州市における最高乗率の可能性～

北九州市は、第8期において最高乗率を2.15と設定している。現在、国は最高乗率を現行1.7から2.4～2.6へ引き上げを検討しているが高所得者の負担感はどうか。

第8期における保険料基準額設定を例として、最高乗率を引き上げたとき、保険料年額は
乗率2.4で**19,620円増額**
乗率2.6で**35,310円増額**となる

【第8期】

収入	生保受給者等	80万円以下		所得	600万円以上		
段階	第1段階		80万円超	段階	第13段階	第13段階	
乗率	0.5 (0.3)		第5段階	乗率	2.15	2.4	2.6
年額	39,240 (23,540)		1.0	年額	168,730	188,350	204,040
			78,480			+19,620	+35,310

第8期を例に、乗率をさらに引き上げた場合

北九州市は、全国や他都市と比べ、相対的に高所得者が占める割合が**低い**ことを勘案して、最高乗率は、**2.4程度**を目安に置くべきではないか

【第9期介護保険料について(北九州市における検討)】

～北九州市における多段階化の可能性～

国の検討

所得	410万円未満	500万円未満	590万円未満	680万円未満	
段階	320万円以上	410万円以上	500万円以上	590万円以上	680万円以上
乗率	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階	第13段階
	1.7	1.8 ～1.9	1.9 ～2.1	2.0 ～2.3	2.1 ～2.6

北九州市【第8期】

乗率	1.8	2.05	2.15
段階	第11段階	第12段階	第13段階
所得	400万円未満	600万円未満	
	320万円以上	400万円以上	600万円以上

北九州市【第9期】

乗率	1.7 ～1.8	1.9 ～2.05	2.0 ～2.15	2.1 ～2.25	2.2 ～2.6	2.3 ～2.7	2.4 ～2.7
段階	第11段階	第12段階	第13段階	第14段階	第15段階	第16段階	第17段階
所得	400万円未満	490万円未満	600万円未満	690万円未満	780万円未満	870万円未満	
	320万円以上	400万円以上	490万円以上	600万円以上	690万円以上	780万円以上	870万円以上

国は所得680万円以上に最高乗率の設定を検討

北九州市は、現行第8期において所得600万円以上に最高乗率を設定していたことから、第9期に更に高い段階を設定してはどうか

17段階まで設定を仮置きして試算したが、北九州市においては保険料基準額(ひいては第1～3段階)の引下げ効果は限定的であった

現状、北九州市においては、**15段階程度が適当と判断**

※標準第9段階を越える部分のみ表示

【第9期介護保険料について(北九州市における検討)】

- 北九州市は、全国と比べて相対的に高所得者が占める割合が低く、高所得者層を多段階化し、かつ乗率を引き上げても、保険料基準額(ひいては第1～第3段階)の保険料額引下げ効果が限定的であった

【第8期(国)】	収入	生保受給者等	80万円以下	120万円以下	80万円超	120万円超
	市税	世帯全員が市民税非課税				
	段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階
	乗率	0.5	0.75	0.75	0.9	1.0
	人数	604万人	308万人	280万人	426万人	487万人
構成比	16.8%	8.6%	7.8%	11.9%	13.6%	

【第8期(市現行)】	収入	生保受給者等	80万円以下	120万円以下	80万円超	120万円超
	市税	世帯全員が市民税非課税				
	段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階
	乗率	0.5	0.7	0.75	0.9	1.0
	人数	70,863	31,298	30,401	26,721	27,049
構成比	24.6%	10.9%	10.6%	9.3%	9.4%	

【第8期(国)】	所得	120万円未満	210万円未満	320万円未満	320万円以上
	市税	本人が市民税課税			
	段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階
	乗率	1.2	1.3	1.5	1.7
	人数	518万人	497万人	233万人	234万人
構成比	14.4%	13.9%	6.5%	6.5%	

【第8期(市現行)】	所得	80万円未満	120万円未満	160万円未満	210万円未満	320万円未満	400万円未満	600万円未満	600万円以上
	市税	本人が市民税課税							
	段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階	第13段階
	乗率	1.1	1.15	1.2	1.25	1.5	1.8	2.05	2.15
	人数	13,874	17,882	22,058	17,512	15,963	4,907	4,699	4,779
構成比	4.8%	6.2%	7.7%	6.1%	5.5%	1.7%	1.6%	1.6%	

7

【第9期介護保険料について(段階及び乗率)】

～北九州市における保険料段階・乗率設定の考え方(案)～

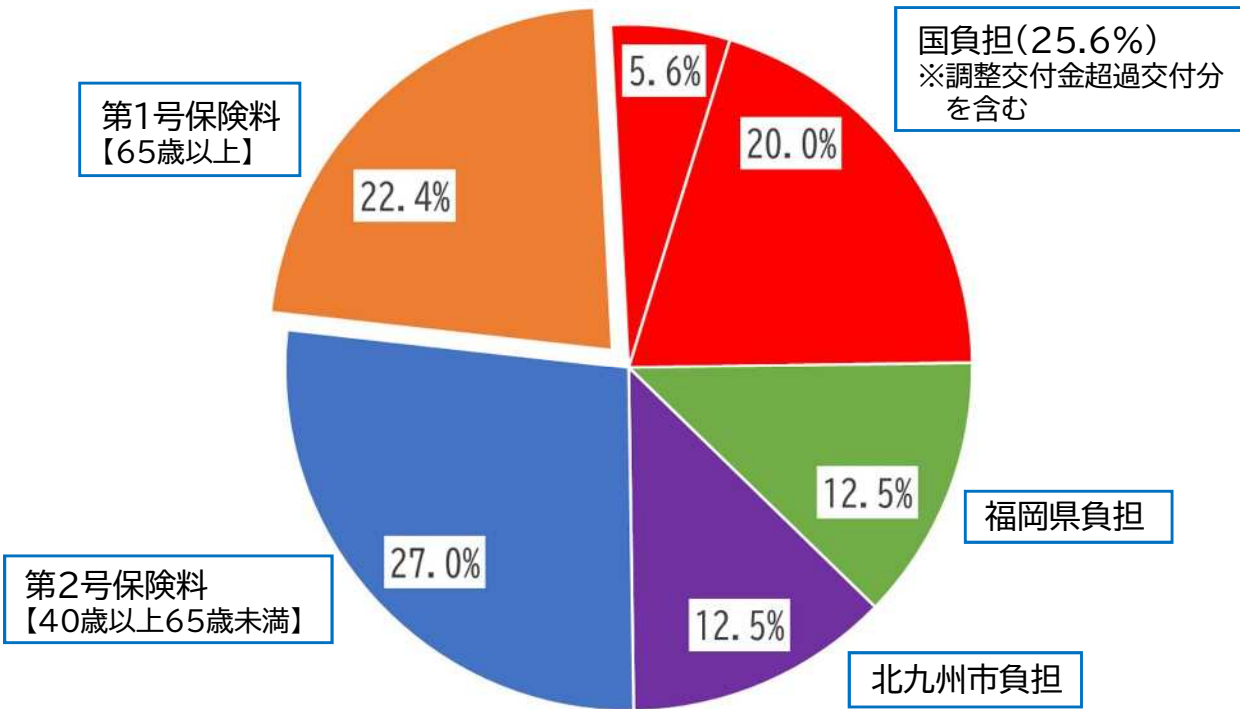
- 北九州市における第9期介護保険料の段階設定は、現行の13段階を踏まえ、15段階を念頭に検討する
- 低所得者(第1段階～第3段階)の保険料額上昇抑制に最大限努め、少なくとも公費軽減前の保険料額で比較したとき、第8期と同水準になるよう留意する
- 国においては、最高乗率を1.7から2.1～2.6に引き上げるよう検討しているが、北九州市における最高乗率は2.4程度を目安とし、高所得者の負担感について配慮する

8

【北九州市における第9期(令和6～8年度)の費用見込みと費用負担】

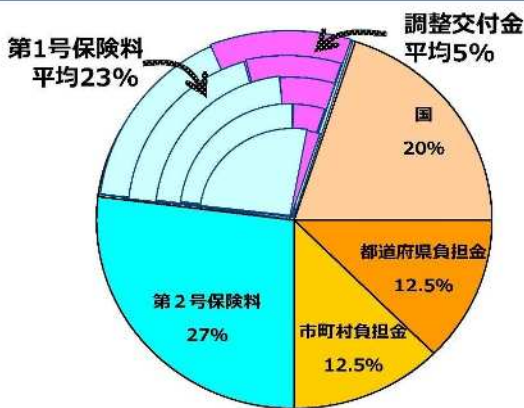
介護給付費：2,925億円
 地域支援事業費：150億円
 合計：3.075億円
 ※介護報酬改定は未反映

「後期高齢者比率が高いことによる給付増」と
 「被保険者の所得水準が低いことによる収入減」
 は調整交付金により配慮されている



～調整交付金は、保険料負担額を(一定の条件のもと)同一にする～

「後期高齢者比率が高いことによる給付増」と、「被保険者の所得水準が低いことによる収入減」を、国庫負担金25%のうち5%分を用いて財政調整。市町村間の財政力の差を解消。



1. 後期高齢者加入割合の違い

- ・前期高齢者(65歳～74歳)：認定率約4.4%
- ・後期高齢者(75歳～84歳)：認定率約18.0%
- ・後期高齢者(85歳～)：認定率約57.7% ※令和4年時点

後期高齢者の構成割合が大きい市町村

→保険給付費が増大 →調整しなければ、保険料が高くなる

2. 被保険者の所得水準の違い

所得の高い高齢者が相対的に多い市町村

→ 調整しなければ、同じ所得でも、保険料は低くてすむ

所得の低い高齢者が相対的に多い市町村

→ 調整しなければ、同じ所得でも、保険料は高くなる

【調整交付金の役割】

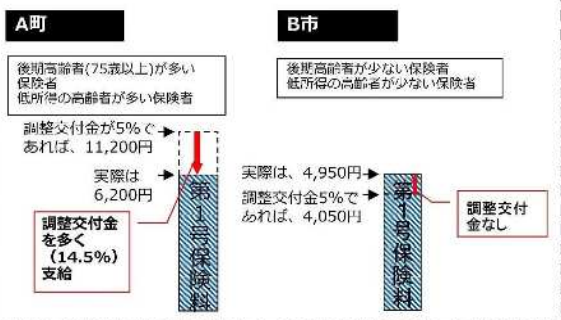
- ・ 保険者の給付水準が同じであり、
- ・ 収入が同じ被保険者であれば、
保険料負担額が同一となるよう調整するもの。

段階・乗率設定により
 保険者ごとの保険料
 基準額は変わる

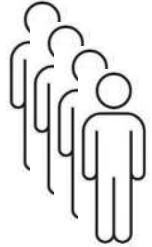
(※) 調整交付金の計算方法

$$\begin{aligned} & \text{各市町村の普通調整交付金の交付額} \\ & = \text{当該市町村の標準給付費額} \times \text{普通調整交付金の交付割合} (\%) \\ & \text{普通調整交付金の交付割合} (\%) \\ & = 2.8\% - (2.3\% \times \text{後期高齢者加入割合補正係数} \\ & \quad \times \text{所得段階別加入割合補正係数}) \end{aligned}$$

調整交付金の財政調整の例



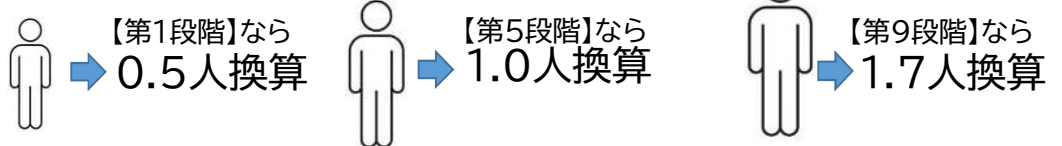
～基準額負担者換算により被保険者人数が減る場合、基準額は上昇する～



【国全体の所得分布】

段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階
乗率	0.5	0.7	0.75	0.9	1.0	1.2	1.3	1.5	1.7
構成比	17.3%	9.2%	8.4%	10.9%	13.8%	14.4%	13.7%	6.0%	6.3%

■第5段階(基準額=乗率1.0)を支払う人数による換算



⇒北九州市の所得分布が、国と同じであれば、約29万人の被保険者が基準額負担者換算で約29万人のまま

⇒北九州市の実際の所得分布に基づくと、約29万人が約27万人に換算される

換算後に保険料負担者が減少することそのものは、調整交付金により財政調整されるが、上記例に基づく計算結果をさらに割り込む乗率設定は、所得の再分配機能を弱める 11

【第9期介護保険料(基準額=乗率1.0の額、段階及び乗率設定)】

○ 保険料基準額見込み(現時点)

年額80,000円(月額約6,660円)

～年額82,000円(月額約6,830円)

※介護報酬改定は未反映

○ 保険料段階・乗率設定

保険料基準額は、基準額負担者換算による被保険者数の増減を勘案しながら検討

北九州市【第8期】	世帯全員が市民税非課税				本人のみ市民税非課税		本人が市民税課税										
	収入	生保受給者等	80万円以下	120万円以下	80万円以下	80万円超	所得	80万円未満	120万円未満	160万円未満	210万円未満	320万円未満	400万円未満	600万円未満	600万円以上		
段階			第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階	第13段階		
乗率			0.5(0.3)	0.7(0.45)	0.75(0.7)	0.9	1.0	1.1	1.15	1.2	1.25	1.5	1.8	2.05	2.15		
年額			39,240 (23,540)	54,930 (35,310)	58,860 (54,930)	70,630	78,480	86,320	90,250	94,170	98,100	117,720	141,260	160,880	168,730		
※カッコ内は公費軽減後の乗率																	
北九州市【第9期】	世帯全員が市民税非課税				本人のみ市民税非課税		本人が市民税課税										
	収入	生保受給者等	80万円以下	120万円以下	80万円以下	80万円超	所得	80万円未満	120万円未満	160万円未満	210万円未満	320万円未満	検討中			680万円以上	
段階			第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階	第13段階	第14段階	第15段階
乗率			0.46 ～0.49	0.67 ～0.685	0.73 ～0.74	0.9	1.0	1.1	1.15	1.2	1.25	1.5	1.8	検討中			2.4程度
乗率は公費軽減と合わせて検討																	